

## 介護就職デイ2016 福祉の仕事就職フェアを開催します! ～人と人が支えあう やりがいのある職場発見～

ハローワーク盛岡では、11月11日の「介護の日」に合わせ慢性的な人材不足が課題となっている福祉分野のうち、「介護」「医療」および「保育」分野について、個別の面談等を通じて当該分野の関心と理解を高めるとともに、雇用機会の拡大と就職の促進を目的として、下記により相談会を開催いたします。

- 開催日時 平成28年11月16日（水）13：30～15：30
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階  
盛岡市盛岡駅前通1-44（会場へ直接のお問合せはご遠慮ください）
- 参加対象
  - ・盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町に就業場所が所在する求人事業所
  - ・介護・看護・保育分野（介護職員、ホームヘルパー、生活相談員、介護支援専門員、看護師、准看護師、保育士、その他医療・福祉関連職種対象職種での就職を希望する一般求職者、学生及び3年以内の既卒者

問い合わせ先 ハローワーク盛岡 専門相談部門 福祉人材コーナー（TEL 019-624-8904）

- もくじ
- 「介護就職デイ2016 福祉の仕事就職フェア」を開催します! ..... 1
  - 「障がい者雇用関係情報交換会」  
並びに「障がい者就職相談会」を開催しました! ..... 2
  - 10月は、高年齢者雇用支援月間です! ..... 2
  - 岩手県の最低賃金が改定されました! ..... 3
  - がんばるあなたをハローワークが応援します!!  
出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン ..... 4
  - 最近の求人求職のうごき ..... 4

# 「障がい者雇用関係情報交換会」並びに 「障がい者就職相談会」を開催しました！

去る9月21日（水）に、平成28年度の「障がい者雇用関係情報交換会並びに障がい者就職相談会」を岩手労働局、盛岡公共職業安定所の主催により開催しました。

第一部の雇用関係情報交換会では公的機関・支援学校・施設等および事業所より併せて66団体、87人の参加があり、「発達障害者の特性と職場での就労支援について」と題して、岩手障害者職業センターの安部芳和障害者職業カウンセラーによる講演が行われ、その後参加事業所と意見交換が行われました。

第二部の障がい者就職相談会では、35事業所47名の参加があり、障害者の方も262名の参加がありました。雇用情勢は回復が進み、障害者の就職状況も改善されているものの登録者が高止まり傾向にある中、参加した方々は、各ブースをまわり企業人事担当者の説明を真剣に聞き情報の収集を行っていました。



第一部 雇用関係情報交換会



第二部 障がい者就職相談会

## 10月は、高年齢者雇用支援月間です！

近年の急速な高齢化の下で、経済の活力を維持していくためには、高年齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題となっています。

このことから、高年齢者等の雇用環境が深刻化している現状への的確な対応を図りつつ、将来的には、高年齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指すことが重要となっています。

このような中で、平成18年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、65歳までの雇用確保制度の導入が義務づけられたところであり、高年齢者雇用が一層進展することを目的に、毎年10月を「高年齢者雇用支援月間」として事業主の皆様をはじめ、広く国民の皆様のご理解をいただくための高年齢者雇用フォーラム（東京）、地域ワークショップ（各都道府県単位）等、全国的な運動を展開しています。

お問合せは

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部  
業務課 (019-654-2081) まで



# 岩手県の最低賃金が改定されました!

岩手県最低賃金が、10月5日より  
時間給 695円→716円となりました。

## [適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

## [対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

## [岩手県最低賃金と特定（産業別）最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

### 最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時給の場合：時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ② 日給の場合：日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給、月給等の場合：賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

#### 例)

岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数 260日（年間休日 105日）、1日の労働時間 8時間、月給 123,000円です。

改定された岩手県最低賃金は 716円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給 } 123,000 \text{ 円}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ ヶ月}} \div 716 \text{ 円} = 709.6 \text{ 円} < \text{岩手県最低賃金 } 716 \text{ 円}$$

となります。したがって、この場合は 10月5日から発効した岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。

※詳しくは岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）または、盛岡労働基準監督署（TEL019-604-2530）までお問い合わせください。

# \\ がんばるあなたをハローワークが応援します!! \\

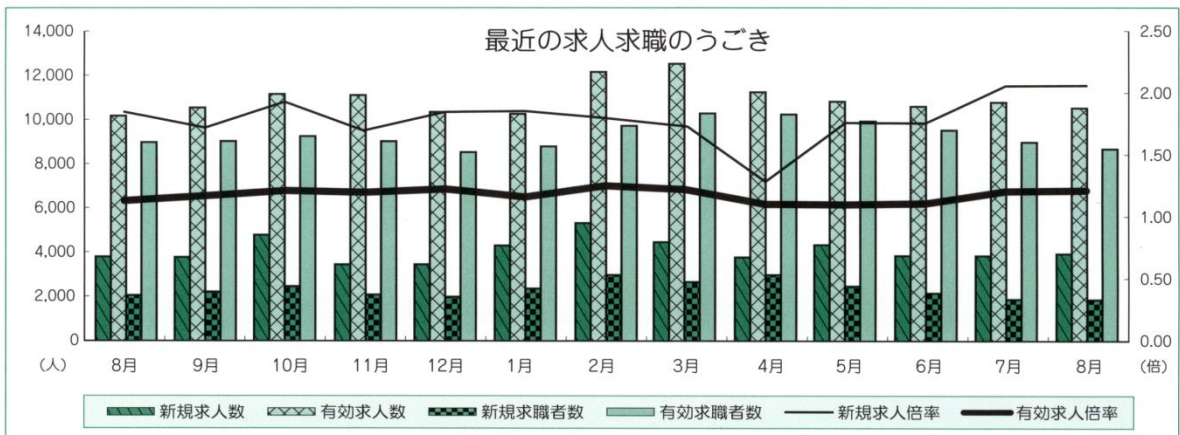
## 出張ハローワーク!

### ひとり親全力サポートキャンペーン

ハローワーク盛岡では、児童扶養手当受給者の就労支援を進めることを目的とした「出張ハローワーク、ひとり親全力サポートキャンペーン」のひとつとして、普段は忙しくてハローワークに来所いただけないひとり親のみなさんに児童扶養手当の「現況届」を提出される際に職業相談ができるよう、8月18日、19日、24日、26日、29日、31日の6日間、盛岡市役所2階エレベーター前ホールに、臨時相談窓口を開設しました。

また、今年は8月10日に滝沢市役所1階にも同様の窓口を開設しました。

いずれの相談窓口を訪れた方々も、担当者との職業相談や就労支援の説明などに対し、熱心な応答を行っていました。



#### ハローワーク盛岡菜園庁舎

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

わかもの支援コーナー (2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー (2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312